

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

湧別町は、国民健康保険関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する

特記事項

国民健康保険関係事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、委託先による情報の不正な利用等への対策として、事業者との間に個人情報の保護及び取扱いに関する契約を締結するとともに、情報の取扱い状況について定期的に監査を実施している。

評価実施機関名

湧別町

公表日

令和2年12月9日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	<p>国民健康保険法に則り、被保険者に対する保険給付事業及び地方税法に基づく国民健康保険税の賦課・徴収を行う。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。</p> <p>①資格管理 ②保険給付 ③保険税の賦課・徴収 ④特定健診</p>
③システムの名称	<p>(1)保険料(税)賦課システム、資格管理システム、給付システム、収納管理システム、滞納管理システム、住民基本台帳ネットワークシステム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、医療保険者等向け中間サーバ (2)国保総合システムおよび国保情報集約システム * 国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
国保賦課ファイル、国保資格ファイル、国保給付ファイル、国保収滞納ファイル、国保総合システム及び国保情報集約システム	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p><被保険者に対する保険給付事務及び国民健康保険税の賦課・徴収事務> 番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表第一の16、30の項並びに地方税法及び国民健康保険法</p> <p><オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p><被保険者に対する保険給付事務及び国民健康保険税の賦課・徴収事務> 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) ・1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、81、87、88、93、95、97、106、109、120 (別表第二における情報照会の根拠) ・42、43、44、45</p> <p><オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康こども課、住民税務課
②所属長の役職名	健康こども課長、住民税務課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先

総務課庶務グループ 〒099-6592北海道紋別郡湧別町上湧別屯田市街地318番地 TEL01586-2-2111

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先

総務課情報防災グループ 〒099-6592北海道紋別郡湧別町上湧別屯田市街地318番地 TEL01586-2-2111

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年9月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年9月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月21日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	国民健康保険システム、収納管理システム、滞納管理システム、住民基本台帳ネットワークシステム、団体内統合宛名システム、中間サーバ	(1)国民健康保険システム、収納管理システム、滞納管理システム、住民基本台帳ネットワークシステム、団体内統合宛名システム、中間サーバ (2)次期国保総合システムおよび国保情報集約システム * 国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。	事前	重要な変更が生じるため
令和1年6月28日	I-5-①	保健福祉課、住民税務課	健康子ども課、住民税務課長	事後	
令和1年6月28日	I-5-②	保健福祉課長 江田基、住民税務課長 松田茂満	健康子ども課長、住民税務課長	事後	
令和1年6月28日	I-7	総務課庶務係	総務課庶務グループ	事後	
令和1年6月28日	I-8	総務課情報管理係	総務課情報防災グループ	事後	
令和1年6月28日	II-1	平成26年4月1日 時点	令和1年6月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	II-2	平成26年4月1日 時点	令和1年6月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	IV リスク対策		追加	事後	
令和2年3月18日	I-1-③	(1)国民健康保険システム、収納管理システム、滞納管理システム、住民基本台帳ネットワークシステム、団体内統合宛名システム、中間サーバ (2)次期国保総合システムおよび国保情報集約システム * 国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。	(1)国民健康保険システム、収納管理システム、滞納管理システム、住民基本台帳ネットワークシステム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、医療保険者等向け中間サーバ (2)国保総合システムおよび国保情報集約システム * 国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。	事前	重要な変更が生じるため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月18日	I-3	番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表第一の16、30の項並びに地方税法及び国民健康保険法	<p><被保険者に対する保険給付事務及び国民健康保険税の賦課・徴収事務> 番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表第一の16、30の項並びに地方税法及び国民健康保険法</p> <p><オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲)別表第1 項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>	事前	重要な変更が生じるため
令和2年3月18日	I-4-②	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 地方税法 第三欄(情報提供者)が「医療保険者」の項(1、2、3、4、5、17、26、27、30、33、39、43、58、62、80、87、93、106の項)及び「特別徴収額の通知事項に関する情報」(46の項) (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税の賦課徴収に関する事務」が含まれる項(27の項)及び「国民健康保険法による保険給付事務」が含まれる項(42、43の項)	<p><被保険者に対する保険給付事務及び国民健康保険税の賦課・徴収事務> 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 地方税法 第三欄(情報提供者)が「医療保険者」の項(1、2、3、4、5、17、26、27、30、33、39、43、58、62、80、87、93、106の項)及び「特別徴収額の通知事項に関する情報」(46の項) (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税の賦課徴収に関する事務」が含まれる項(27の項)及び「国民健康保険法による保険給付事務」が含まれる項(42、43の項)</p> <p><オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>	事前	重要な変更が生じるため
令和2年3月18日	II-1	令和1年6月1日 時点	令和2年3月1日 時点	事前	
令和2年3月18日	II-2	令和1年6月1日 時点	令和2年3月1日 時点	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年12月9日	I-1-③	<p>(1) 国民健康保険システム、収納管理システム、滞納管理システム、住民基本台帳ネットワークシステム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、医療保険者等向け中間サーバー</p> <p>(2) 国保総合システムおよび国保情報集約システム</p> <p>* 国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。</p>	<p>(1) 保険料(税)賦課システム、資格管理システム、給付システム、収納管理システム、滞納管理システム、住民基本台帳ネットワークシステム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、医療保険者等向け中間サーバー</p> <p>(2) 国保総合システムおよび国保情報集約システム</p> <p>* 国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。</p>	事前	重要な変更が生じるため
令和2年12月9日	I-2	<p>被保険者台帳情報ファイル、賦課情報ファイル、給付情報ファイル、収納情報ファイル、滞納管理情報ファイル、国保総合システム及び国保情報集約システム</p>	<p>国保賦課ファイル、国保資格ファイル、国保給付ファイル、国保収滞納ファイル、国保総合システム及び国保情報集約システム</p>	事前	重要な変更が生じるため
令和2年12月9日	I-4-②	<p><被保険者に対する保険給付事務及び国民健康保険税の賦課・徴収事務> 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) 地方税法 第三欄(情報提供者)が「医療保険者」の項(1、2、3、4、5、17、26、27、30、33、39、43、58、62、80、87、93、106の項)及び「特別徴収額の通知事項に関する情報」(46の項) (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税の賦課徴収に関する事務」が含まれる項(27の項)及び「国民健康保険法による保険給付事務」が含まれる項(42、43の項)</p> <p><オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>	<p><被保険者に対する保険給付事務及び国民健康保険税の賦課・徴収事務> 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) ・1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、81、87、88、93、95、97、106、109、120 (別表第二における情報照会の根拠) ・42、43、44、45</p> <p><オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>	事前	重要な変更が生じるため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年12月9日	Ⅱ－1	令和2年3月1日 時点	令和2年9月1日 時点	事前	
令和2年12月9日	Ⅱ－2	令和2年3月1日 時点	令和2年9月1日 時点	事前	